

# 監査報告書

平成26年5月19日

社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会  
会長 岩佐 博 様

監事 木戸伸男

監事 西村進

監事 石田敏朗

社会福祉法第40条及び社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会定款第28条に基づき、監事監査を下記のとおり実施したところ、次のとおりであったので報告します。

## 記

1. 実施日時 平成26年5月19日(月)午後10時30分～午後15時00分
2. 実施場所 (名称) 社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会事務局  
(岸和田市立福祉総合センター内)  
(所在地) 岸和田市野田町1丁目5番5号
3. 立会人等 (役職名) 会長 (氏名) 岩佐 博  
その他 常務理事兼事務局長 小田克彦 他 名
4. 監査結果 下記のとおり

| 事項          | 意見    | 指摘事項   | 備考 |
|-------------|-------|--------|----|
| 理事の業務の執行状況  | 適正である | 特になし   |    |
| 法人の財産の管理状況  | 適正である | 特になし   |    |
| 法人及び施設の会計状況 | 適正である | 特になし   |    |
| その他の状況      | 適正である | 特になし   |    |
| 総括          |       | 認定・不認定 |    |

## [記載上の注意事項]

1. 意見欄は「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。
2. 不認定の場合監事は、次のことを行ってください。
  - ① 会長に対して改善を求める。
  - ② 理事会・評議員会の開催による改善を求める。
  - ③ 岸和田市へ報告を行う。
3. 細部事項について指導等がある場合は、別紙を添えて報告してください。
4. 監事監査報告書は、所轄庁あてと会長あてそれぞれ原本を一部ずつ作成してください。